市税条例が一部改正
個人市民税改正のあらまし

昭和六十二年九月に地方税法の一部が改正されたことに伴い、十二月定例市議会において市税条例の一部が改正されました。
今回は、昭和六十三年度から適用される個人市民税の改正部分についてお知らせします。

〈別掲〉配偶者特別控除

計算方法

配偶者の前年の所得の内容および金額により、次のとおり計算されます。

区分	控除対象配偶者の場合	控除対象配偶者以外の配偶者の場合
合計所得金額のない者	14万円	
給与所得等の所得のみの者	14万円－合計所得金額×$\frac{14}{33}$	14万円－（合計所得金額－33万円）×$\frac{28}{33}$
給与所得等以外の所得のみの者	14万円－合計所得金額×3.3×$\frac{14}{33}$	14万円－（合計所得金額×3.3－33万円）×$\frac{28}{33}$
給与所得等と給与所得等以外の所得を有する者	14万円－（給与所得等の所得金額＋給与所得等以外の所得金額×3.3）×$\frac{14}{33}$	14万円－（給与所得等の所得金額＋給与所得等以外の所得金額×3.3－33万円）×$\frac{28}{33}$

（注）1．給与所得等とは自己の勤労に基づいて得た事業所得・給与所得・退職所得・雑所得のことをいいます。
2．給与所得等以外の所得とは、自己の勤労に基づかない所得で、例えば不動産所得・利子・配当所得などをいいます。
3．配偶者が給与収入のみの場合、その額が106万5,000円未満である場合適用されますが、「給与収入－57万円」で給与所得を求めます。
4．14万円から控除すべき金額を計算する際、計算後の金額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

計算例

1．配偶者が給与収入のみで、80万円の場合
この場合、配偶者控除額28万円のほかに、次の計算により配偶者特別控除額5万円が控除されます。
①14万円から控除すべき金額は…（80万円－57万円）×$\frac{14}{33}$＝97,575円　→9万円(1万円未満切り捨て)
②配偶者特別控除額は…………14万円－9万円＝5万円

2．配偶者が給与収入のみで、100万円の場合
この場合、配偶者控除を受けられる限度額90万円を超えていますので、配偶者控除は受けられませんが、次の計算により配偶者特別控除額6万円が控除されます。
①14万円から控除すべき金額は…（100万円－57万円－33万円）×$\frac{28}{33}$＝84,848円 →8万円(1万円未満切り捨て)
②配偶者特別控除額は…………14万円－8万円＝6万円

所得控除を改正
2万円引き上げ

①所得控除額が下表のとおり改正されました。
②新たに、配偶者特別控除が追加されました。
これは、納税義務者の合計所得金額が八百万円（給与収入で一千十万円）以下の方で、一定の要件にあてはまれば、十四万円を限度に控除されるものです。
計算の方法や計算例は、別掲（左上）のとおりです。

所得控除の種類		控除額 改正前	控除額 改正後
基礎控除		26万円	28万円
配偶者控除		26	28
	老人控除対象配偶者	27	29
	同居特別障害者	34	36
扶養控除		26	28
	老人扶養親族	27	29
	同居特別障害者	34	36
	同居老親等	31	33

所得割の税率改正
左表のとおりです

改正前 課税標準額	税率	速算控除額	改正後 課税標準額	税率	速算控除額
～20万円以下	2.5%	0円	～60万円以下	3%	0円
万円超 20～45	3	1,000	万円超 60～130	5	12,000
45～70	4	5,500	130～260	7	38,000
70～95	5	12,500	260～460	8	64,000
95～120	6	22,000	460～950	10	156,000
120～220	7	34,000	950～1,900	11	251,000
220～370	8	56,000	1,900～	12	441,000
370～570	9	93,000			
570～950	10	150,000			
950～1,900	11	245,000			
1,900～2,900	12	435,000			
2,900～4,900	13	725,000			
4,900～	14	1,215,000			

（備考）
・課税標準額とは、所得金額から各種所得控除を差し引いた残額（千円未満切り捨て）をいいます。
・所得割額は、「課税標準額×税率－速算控除額」で求めます。

白色事業専従者控除を改正

配偶者である白色事業専従者の専従者控除額の上限が、六十万円（改正前四十五万円）に改正されました。

超短期所有土地の譲渡等に係る課税の特例を新設

個人が、昭和六十二年十月一日から六十五年三月三十一日までの間に、その年の一月一日において所有期間が二年以下である土地等（その年中に取得した土地等を含む。）の譲渡をした場合、その譲渡による事業所得および雑所得については、次のとおり計算されます。
次の①か②のいずれか多い金額を所得割額とします。
①土地の譲渡等に係る事業所得等の金額の百分の十一相当額
②土地の譲渡等に係る事業所得等の金額につき総合課税を行った場合の上積税額の百分の百二十相当額

端数計算を改正

地方税の確定金額等の端数計算が改正されたことに伴い個人市民税について次のとおり改正されました。

改正前	下線部分の改正
年税額の10円未満の端数切り捨て	100円未満
普通徴収における期割額の100円未満の端数、第1期への合算	1,000円未満
特別徴収における月割額の10円未満の端数、6月分への合算	100円未満

問い合わせ　市民税課へ　☎228—1000（内線299～304）

新潟のみなさんおめでとう
新潟は男の子も育ちます

作家 **利根川裕さん**

糸魚川市生まれ。旧制新潟高等学校に学び、青春の多感な時代を新潟市で過ごす。最近はテレビのレギュラー司会としても活躍。東京都新宿区在住

私、糸魚川の生まれなんですけども、旧制の新潟高等学校へ入ってこの新潟市に昭和十九年から二十二年まで、ちょうどあの戦争の末期の一番ひどい時と戦後のこれまたたいへんな時期に新潟にいた訳なんです。

高等学校の寮が砂浜の近い所にあるんで浜辺へ行くといつも佐渡が見える。たいへん多感な時代でしたから佐渡を見ると何だか泣かなきゃ具合が悪い、佐渡ケ島に申し訳ないような気がしましていろんなことを思い出したり、考えたりしたのがその砂浜だった訳です。

新潟市は杉の木といや男の子でしたかが育たないなんて言われまして……。しかし時代が良かったのか悪かったのか何にもない時代だったので、私男の子、十分に育ちましたんで、その意味でも新潟市は私を育ててくれるについては、たいへんな栄養分というものをつくってくれた、そういう切っても切れない新潟市というのが私の実感です。

私が新潟市に住んでいた時からほぼ四十年たったんで、当然のことですけど、すっかり近代都市になりました。ところが何かポイントがないような寂しさも感じない訳じゃないんです。じゃ、一体何がポイントなんだろうと考えてみますと何といってもまちのまん中に川がある。この川というものを何かもっとうまく生かし、観光の目玉にもするということが考えられないものだろうかなというのが一つ。もう一つ、何と言っても日本海を使っての大陸との道なんで、これが全国的にあんまり知られてない。大陸へ行く唯一の道なんだと、新潟市あげて、もっとPRし、全国的にし、いや世界的にしたら、新潟市がもっとうーんと活気のある新しいまちに生まれ変わり、みんながまた注目するまちになるんじゃないか、いやそうなってほしい、そんな願いを持っています。

「太陽の家」
チャリティ・オークション、バザー
日時　1月28日午前11時～午後5時(オークションは正午まで、バザーは午前11時から)
会場　東北電力グリーンプラザ
※お手元に眠っている日用品がありましたらご寄付下さい。会員が頂きにうかがいます。
連絡先　田辺（☎229—3418）か東城(☎273—9104）へ

エルク・レディスサロン

	住まいと衣服のリフレッシュ	食と健康
火曜日コース	2月16日 3月1・15・29日	2月25日(木) 3月8・22・29日
水曜日コース	2月17日 3月2・16・30日	2月24日 3月9・23・30日

時間　午後2時～4時
会場　ウィズビル9階会議室(東堀通6)
定員　各先着20人　**会費**　各1,500円
申し込み　エルク新潟営業所（上大川前通5—84電力ビル6階、☎225—5700)へ

ワープロ勉強会
日時　2月5日～26日毎週金曜日午後7時～8時45分（4回コース）
会場　北部総合コミュニティセンター
会費　2,000円（用紙代ほか）
定員　12人
申し込み　電話で会場(☎223—0791)へ

親子歩くスキーともちつき
期日　2月13・14日（1泊2日）
会場　県少年自然の家（中条町）
対象　小・中学生とその親100人
参加費　1人2,000円
問い合わせ　電話で会場（☎0254—46—2804）へ

住まいの相談
日時　1月19日午前10時～
会場　市建築組合連合会
問い合わせ　会場(☎266—6650)へ

第2回阿賀地区新春コンサート
日時　1月24日午後1時～4時
会場　松浜小学校体育館
曲目　バンドのためのソナタ、星条旗よ永遠なれ、ブルータンゴほか
出演　松浜中、松浜・濁川・南浜の各小学校
問い合わせ　松浜小（☎259—2045）へ

冬の和風料理特別講座
日時　1月25～29日午前10時～午後1時半（都合のよい日を1日選択）
会場　東北電力グリーンプラザ
料理内容　魚の黄身おろしやき、キャベツとわかめのみそマヨネーズほか
定員　各先着36人　**参加費**　200円
申し込み　1月19日午前8時半から電話で会場(☎223—3151、1通話1人）へ

新春百人一首大会
日時　1月31日午前10時～午後3時
会場　坂井輪地区公民館　**定員**　60人
内容　競技かるた（初心者も歓迎）
申し込み　1月27日までに電話で会場(☎269—2043）へ

市体育協会
市民スキー参加者募集
期日　2月7日午前6時半市陸上競技場に集合、午後6時半帰着
行き先　石打後楽園スキー場
対象　小学生以上の市民80人（先着順）
※中学生以下は成人の同伴が必要です
参加費　中学生以上4,500円、小学生3,500円、貸しスキー、リフト代は個人負担
申し込み　あす18日～1月28日までの間に参加費を添えて観光総合案内所（万代1、バスセンター内）へ　※受付時間は午前9時～午後5時半までです
問い合わせ　市体育協会(☎229—6633)へ

青年の家「スキーのつどい」
期日　2月7日午前6時半青年の家（弁天3）に集合、午前7時出発
行き先　六日町ミナミスキー場
対象　市内在住・在勤の青年90人
参加費　1人2,500円（バス代ほか）
申し込み　1月28日までに電話で青年の家（☎244—4828）へ　※参加費は1月28日までに納入のこと

女性のための
初級トレーニング教室
日時　1月22日～3月11日毎週金曜日午前10時～11時半（8回コース）
会場　鳥屋野総合体育館
対象　市内在住の20～40歳代までの女性
定員　先着30人
持参品　運動着、体育館用運動靴、入場料1回100円、ロッカー代20円、スポーツ傷害保険料1,050円（任意）
申し込み　きょう17日午前9時から電話で会場（☎241—4600）へ

市高等職業訓練校会場催し物
申し込み　会場(藤見町2—101、☎271—2535）へ　※月曜日は休校です。
◎村上堆朱彫刻教室
日時　1月31日～2月28日、毎週日曜日午後1時半～5時（5回開催）
定員　先着30人　**受講料**　4,000円
◎園芸実技技能教室
日時　1月30日午後1時～5時　**定員**　先着50人　**受講料**　500円、教材費実費
◎手編み講習会（ベストの製作）
日時　日曜日コース…1月31日、2月7、14日午後1時半～4時半　金曜日コース…1月29日、2月5、12日午前10時～午後1時（各コースとも3回ずつ開催）
定員　先着30人　**受講料**　2,000円
◎シーケンス制御講習会
日時　1月30、31日午前9時～午後4時
定員　先着30人　**受講料**　5,000円

1988
アジア
キ
新潟で
会場
新潟市産業振興センター